

国勢調査前史 (III)

——明治人口統計史の一齣——

藪内武司

[VII]

(i)

1905年の第1回「国勢調査」が無惨にも、延期され、しかもその実施時期も不明確になるという状況において、統計関係者たちは、つぎの1910〈明治43〉年実施にむけて準備開始の促進運動をあらためて展開する。河合利安は、「国勢調査委員会設置の急務」¹⁾を、宮本基は、「国勢調査談」²⁾を、呉文聰は、「国勢調査の必要」³⁾などと題して筆をとり、1910年の実施を強く訴える。他方、各新聞紙上⁴⁾においても、「来る四十三年は千九百十年にて世界各国が悉く国勢調査を実行するを以て我国にても同年に愈々実行することに確定し之が準備として今冬の帝国議会へ年度割経費を請求すべく花房統計局長は局員を督励して予算及び諸規則の編成中なりと」⁵⁾といった、国勢調査実施の観測記事ないしは論評が掲載され、国勢調査にたいする関心がふたたびたかまる。

これらの動きに政府も等閑に付していたのではない。内閣統計局は、まず1907〈明治40〉年9月25日、書記官長名で「明治四十三年国勢調査実施ニ関スル照会」⁶⁾を内務および大蔵次官に送付し、国勢調査実施にともなう地方行政および地方経費の意見を求めている。こえて11月28日には、内閣統計局から「国勢調査中央委員会規則案」を上申している。他方、花房直三郎統

計局長は、西園寺公望内務大臣に宛て、「国勢調査実施ニ関スル件」(1907年6月13日)、「国勢調査ノ結果様式ニ関スル件」(同年7月26日)を、私簡の形ではあったが送付している。この内容は、国勢調査の効用およびその結果にたいする信頼度の開陳と、国勢調査の結果表章用の統計表様式および調査方法の要領にたいする例示をおこなうものであった。

このような、官民の努力にもかかわらず、日露戦争後の経営、とりわけ世界の強国に名を伍し、帝国主義国家への途を歩むための軍拡を中心とする戦後経営と、さらには朝鮮、満州にたいする本格的な植民地経営への着手といった背景のまえに、1910〈明治43〉年の国勢調査もまたむなしく見送られてしまう。

(ii)

このように、いつ国勢調査が実施されるか見当もつかぬ状況下において、1909〈明治42〉年2月27日、衆議院議員清峯太郎は、山際敬雄外48名の賛成者をえて、「国勢調査実行に関する質問主意書」を提出し、はたして政府は実行の意思ありや否やを問う。だが、桂内閣総理大臣は、「国勢調査ノ事ハ政府ニ於テモ其必要ヲ認ムルヲ以テ財政ノ許ス限リ速ニ之ヲ実行セントス然レトモ其実行ハ財政ノ状況ト相伴フヘキモノナルヲ以テ其ノ時期ハ目下之ヲ明答スル能ハス」⁷⁾との消極的な回答にとどまった。ついで、貴族院でも同年3月11日、柳澤保恵など4名の発議により、黒田長成外117名の賛成者をえて、「国勢調査施行ノ準備ニ関スル建議」が同月15日上程され、可決をみる。この内容は、国勢調査の準備にかんし、政府はこのさい一つの機関を特設して、調査範囲、方法、その他準備に要する諸般の案件を審査させるよう計画すべき旨の建議であった。

さらに、1910年3月14日には、東京統計協会会長阪谷芳郎から「国勢調査施行期限ニ関スル建議」が、また同月22日には、統計学社社長杉亨二から「国勢調査施行建言」が、それぞれ桂内閣総理大臣にたいしてなされる。

この内容は、いずれも、つぎの1915〈明治48〉年にむけて、国勢調査の施行措置を講ぜられたい旨の要望であった。くわえて、同月16日に、柳澤保恵は、「各国国勢調査事業視察ニ関スル建議」を貴族院に提出、3月18日に可決されている。このように、政界民間の強い要望に呼応して、各新聞、雑誌紙誌上においても国勢調査の必要性が論じられていく。

ここにおいて、政府は、これらの世論動向を無視しえず、国勢調査施行期を確定し、これを発表するまでには至らなかったものの、いよいよ国勢調査の準備にとりかかる。まず、1910年5月27日、勅令第二百三十三号をもって、「国勢調査準備委員会官制」が公布される。この官制は、7カ条からなっており、同委員会は内閣総理大臣の監督に属し、第1回国勢調査にかんする事項につき、その諮詢に応じて意見を具申し（第1条）、建議することができる（第2条）とし、会長は平田東助、副会長は阪谷芳郎で、委員としては内閣書記官長、法制局長官、内閣統計局長、各省次官、貴・衆両院議員、学識経験者など30名から構成された。

国勢調査準備委員会の第1回総会は、1910年6月14日に開かれ、その後7回の主査会、5回の総会をへて、10月28日に審議をおわり、11月5日付をもって、委員長から決議要旨が桂総理大臣あてに報告された。諮詢された議案は、(1) 勅令案、(2) 閣令案で、前者を摘記すれば、

第一条 第一回国勢調査ハ明治四十八年ニ於テ之ヲ行フ

第二条 明治四十八年十月一日ニ於テ帝国版図内ニ現在スル者ハ閣令ヲ以テ定ムル国勢調査申告書様式及同記入心得ニ依リ左ノ事項に就キ調査ヲ受クルモノトス

- 一、氏 名
- 二、所帯ノ主人トノ続柄又ハ関係
- 三、男女ノ別
- 四、出生ノ年月日
- 五、縁事上ノ身分
- 六、職業及職業上ノ身分、勤柄等

七、出生地

八、国籍（外国人＝限ル）

第二条にみるように、調査事項は8項目であって、従来の提案に比べて、著しく簡単なものとなっている。これは、第1回調査という趣旨から、慎重を期して項目数をしぼったものと思われる。したがって、国勢調査とよぶよりは、人口調査と称する方が適切であった。調査系統は、内閣総理大臣が一般の事務を統督し、府県知事はその管内の調査を監督し、市町村長をして実際の調査を管掌させ、市町村を約50世帯の調査区に分画し、各調査区に一人の調査委員をおいて、区内の調査を担当させるという方法であった。後者の閣令案には、(1) 国勢調査申告書様式、(2) 国勢調査申告書記入心得、(3) 調査員心得、(4) 市町村長心得が付されている。ちなみに、この報告は、あとにみるように1920〈大正9〉年の第1回国勢調査の諸規定と非常に類似しており、1920年「国勢調査規定の基礎」⁸⁾となったと考えられる。くわえて、今回は最初の調査であるから統計思想の普及を図るため、地方で統計講習会の開催を要望する「地方統計講習ニ関スル建議案」が提出されている。

このように、準備委員会の成立と活動を契機にして、第1回国勢調査にかんする準備は大きく進展する。たとえば、かねてより国勢調査の早期実施を切望していた東京統計協会は、同協会の機関誌『統計集誌』第359号（1911年1月号）を「国勢調査問題記念号」として特集号を組んでいる。その「発刊の趣旨」にいう、

「……今回政府に於て国勢調査準備委員会を設けられ多年の宿題漸く解決の期に接す、是れ本邦統計史上に特筆大書すべき現象にして亦本会の永く記憶すべきこととす、依て此の機会を以て広く会を諸君に謀り特に国勢調査に関する記事論説等を蒐集し茲に本号を発刊し以て此の盛事の記念と為す」⁹⁾

また、第1回国勢調査実施の可能性が強まるにつれ、中央はじめ地方各地の新聞紙上¹⁰⁾でも国勢調査にかんする論説、記事が増加し、国民の関心を大いに喚起する。他方、政府も1911年4月に桂首相は、地方長官会議で国勢

調査の準備にかんして、「政府は早晚之を施行するの方針を以て」¹¹⁾との訓示をおこない、ここに1915年に第1回国勢調査の実施は確定するかのごとく思われた。しかし、国勢調査準備委員会を設置し、その答申をうけた第二次桂内閣は、財政整理と非募債政策の行きづまり、それに加えて「大逆事件」の責任問題から退陣し（1911年8月）、第二次西園寺内閣の成立という事態にたちいたる。花房内閣統計局長は、11月18日付で早速「国勢調査ニ関スル意見」を西園寺内閣総理大臣に具申し、これが実施期を1915〈明治48〉年とし、1911〈明治45〉年度からその予算を計上するように建議をなした。

しかしながら、西園寺内閣もまた、財政難を理由に、予算措置を講ぜず、なんらの対応策も示さなかった。このような情勢において、東京統計協会から、1912〈大正元〉年11月1日、「不幸ニシテ第二十八回ノ帝国議會ニハ其予算ノ提出ヲ見ルニ至ラス爾後廟議ノ如何ハ未タ之ヲ知ルヲ得スト雖今ヤ吾人ハ頗ル憂慮ニ堪エサルモノアリ……願ハクハ廟議遑カニ其執行ノ期ヲ確定セラレテ本年ノ帝国議會ヘ第一回国勢調査ノ予算ヲ提出セラレンコトヲ切望」¹²⁾するとの「国勢調査ニ関スル建議」が提出される。この建議は、同年10月12日の東京統計協会臨時総会の決議により、起草委員の高野岩三郎および田中太郎によって作成され、理事において多少字句の修正をおこなったうえ、提出されたものである。他方、統計学社においても、これに呼応して、同じ趣旨の「国勢調査施行の建議案」¹³⁾が準備¹⁴⁾される。

このように、統計事務局および統計関係者たちの強い要望にもかかわらず、2個師団増設問題から第二次西園寺内閣の総辞職（1912年12月）、護憲運動によりわずか2カ月で第三次桂内閣も総辞職（1913年2月）、と目まぐるしい政変のなか、つづく山本権兵衛内閣にあっても、1913〈大正2〉年度の国勢調査の予算計上はなされなかった。これにかんして、柳澤保恵は、1913年2月の貴族院予算委員会で、国勢調査にかんする質問をおこない、政府の決断をせまるが、何ら確約のないままに、1914年度の予算化もなされなかった。否、それ以上に事態は悪化し、同年6月13日付「官報」号外で、

勅令第百十一号

国勢調査準備委員会官制ハ之ヲ廃止ス

との、勅令によって、同委員会は、その目的を達成しえたとの理由から、行政整理の対象となり、廃止されてしまう。

「桂内閣の後を継いだ山本内閣は之が実行に意がなかったばかりでなく、国勢調査準備委員会までも廃止した。是れより以後は此の大切な国家重要問題も殆ど無期の姿と相成り、今の処では一寸前途の見当が着かない状況であります」¹⁵⁾

ことここにいたり、国勢調査の実施は、まったく「前途の見当がつかない」¹⁶⁾状況となってしまう。くわえて、行政整理の対象は、ひとり準備委員会の廃止だけにとどまらず、各省庁の統計課そして内閣統計局そのものの機構も縮小される。

前述のように、1914年度の予算にも国勢調査費は計上されなかったので、1914年にはいると、議会でも政府の姿勢を追求する動きがでてくる。同年1月、第三十一回帝国議会の衆議院予算委員会で、増田義一議員は「今日世界の一等国の仲間入をした日本です。それが国勢調査をして居らぬと云ふ次第に至っては驚くの外ない。……何故斯様な大切な事を閑却」¹⁷⁾するかと問いたです。これにたいし、山本内閣総理大臣から「十分の考を持ちまして或時機に於きまして御諮りを致す」¹⁸⁾との答弁を引きますが、具体的な進展はみられなかった。かくて、周期にあたっていた1915(大正4)年の国勢調査も流れた。

1914年2月19日に東京統計協会からまたまた、「国勢調査実施期決定ノ件ニ関スル請願」¹⁹⁾が、貴族院議長徳川家達あてに提出され、同院で審議のうえ採択、3月16日付で山本首相へ、「国勢調査実施期決定ノ件」²⁰⁾の意見書をつけて送付される。これについて、内閣統計局においても、この「請願ヲ採納セラレ一日モ速ニ之ヲ施行セラレ可然哉」²¹⁾との請願書を大隈内閣へ提出した。ここで注目すべきは、請願書末尾の「来ル大正七年ハ恰モ従来施

行スル人口静態調査ノ期ニ相当スルヲ以テ此ノ年ヲ以テ第一回調査施行ノ年ト定メラレ」²²⁾との部分である。すなわち、1915〈大正4〉年の国勢調査実施が不可能になったので、今度は1918〈大正7〉年におこないたいという意見である。欧米の先進諸国の国勢調査は、1872年に、サンクト・ペテルブルグ(現：レニングラード)で開催された第8回国際統計会議における、国勢調査を少なくとも10年ごとに1回、西暦年の末尾「0」に終わる年に実施するようにとの決議にしたがって、ほぼ5年ないしは10年周期でおこなわれるところであった。また、わが国においても1900、05、10、15年と5年ごとに実施の要望が高まり、そのつど延期の憂き目をみてきたのは、前述のごとくである。したがって、本来ならば1920〈大正9〉年がその時期にあたる。しかし、統計関係者の「一年でも早く」²³⁾という趣旨と、また、1918年は、1898〈明治31〉年にはじまる、戸籍簿による毎5年人口静態調査の年にあたることもその理由の一つとして、1918年説が打ちだされたとみることができるといえる。

しかし、この請願にたいする大隈内閣の閣議決定も、「財政ノ状況ニ照シテ之ヲ決セサルヘカラス仍テ財政ノ許ス範圍ニ於テ成ルヘク速ニ之ヲ実施スル」²⁴⁾と、財政難を理由にして、国勢調査の具体化はみられない。このように延期の決定が再三再四おこなわれるについては、いまだ政府をして、国勢調査を実施させるべき力が、日本の社会のうちにはまだ十分に熟していなかったことと理解できよう。たとえば、阪谷芳郎はこのことをつぎのように的確に語ってくれる。

「今日まで此センサスの問題が日本に取残されて居るといふことは、要するに日本の人に数字的の考が充分にまだ無いといふことに原因するのではない。それは費用が掛るとか、或は手数も掛るといふことも、固より原因に相違ないが、其費用が掛るとか手数も掛るとかいふことは、此センサス以外にも段々あるので、大概欧羅巴、亜米利加で行はれた制度は日本に輸入して仕舞ったが、此物だけがタッターつ取残されて居るといふことは、蓋し日本の政治家なり実業家なりの人に、此数字的に物を考へるといふ思想が乏しい、従て是等

の人の眼から見ると、甚だ派手な問題でないといふので、ツイ誰も之にえらい熱度を高くして主張した人は、今日まで無いのである。併ながら私自身の経験から云ふと、之が無い為めに常に困るのです……

「今日までセンサスと云ふものを抛棄して居たのは、今日政治家の怠慢と考へます。自分一己の経験に依って見ても、屢々国家の財政又は日本の経済を論ずる上に於て、甚だ漠たる、単に想像に止まる材料に依って事を決せねばならぬ場合に遭遇したことが多くあるのであるから、既に余程時機が遅れて居る」²⁵⁾

(iii)

日露戦争を契機として、日本資本主義の帝国主義政策への展開は加速化し、国勢調査をとりまく歴史的條件は変化しつつあった。第一次世界大戦の勃発をきっかけとする飛躍的な発展の過程において、国勢調査実施の土壌が急速に形成されていく。

すなわち、日露戦争の成果をふまえつつ、日本資本主義は、金融資本の本格的な確立の段階に到達したのである。資本家階級の政治にたいする発言力も、相対的比重をます。たとえば、事業経営上、正確な人口統計を不可欠の資料とする保険業界では、1914〈大正3〉年10月、第3回全国保険業者大会において、「速カニ国勢調査ヲ実行セラレンコト」を建議し、つぎのように決議している。

「生命保険事業カ社会経済上必要ノ制度ナルコトハ今更ラ喋々スルノ要ナシ而シテ此事業ヲ完全ニ経営スルコトヲ得シカ為メニハ此事業ノ基礎タル国民ノ死亡状態ニ付テ精確ナル調査アルコトヲ必要トス
我邦ニ於ケル国民ノ死亡状態ニ関シテハ当局者夙ニ国民ノ死亡統計ヲ調査セラレタルモノアレトモ死亡率ニ影響ヲ有スルコト多キ職業別ノ統計ニ付テハ職業別死亡ノ動態調査ヲ実行セラレツ、アルニ過キスシテ其動態現象ノ因テ生スル淵源タル所ノ国民ノ職業別静態現況ニ至テハ未タ之カ調査ヲ実行セラレタルモノアルヲ聞カス從テ折角ノ動態調査モ之ニ依リテ職業別死亡率ヲ調査スル材料ト為スコトヲ得ス吾人本業ノ経営ニ重大ナル関係アルコトヲ知ルト雖モ之ヲ調査スル材料ヲ欠クカ故ニ空シク暗中ニ物ヲ探クル如キ憾ナクシテハアラス

我國民ノ職業状態ヲ知ルコトハ畜ニ生命保險事業ノ為ニ必要ナルノミニアラス
國民ノ生活状態ヲ明カニスル上ニ於テモ其必須欠クヘカラサル事項ナルコト亦
疑ヲ容レサルナリ

依テ政府当局ハ宜シク速カニ国勢調査ヲ実行シ國民ノ職業別現状ヲ公ニセラレ
ンコトヲ希望スル次第ナリ」²⁶⁾

もはや、旧来の不正確な人口統計では、日本資本主義の発展段階に照応した経営業務を遂行できなくなった時代的要求として、実業界の統計利用者の立場からも、正確な人口調査の実施の要望が強まる。

第一次世界大戦は、日露戦争と戦後経営の外債依存、慢性的不況などによって行きづまりの状況にあった日本経済に活路をひらく契機となった²⁷⁾。ここにおいて、国勢調査延期の口実の常套句として使われた「財政難」を理由とする弁明は通用しなくなる。横山雅男はこの機をとらえてつぎのように提唱する。

「国勢調査実行の好時機

交戦国の伍班に列したる我が帝国は青島陥落以来速に平時に復し今や対外貿易の盛況、正貨の激増、海運界の活躍、軍需品の註文等の為め、世は黄金の波に打たれんとするの状なきにあらず。是に於て乎余は従来財政上の都合に依りて延期せられたる国勢調査を実行するは今を以て再び得難き好時機と信ず。斯界の諸君以て如何と為す」²⁸⁾

同じ、1916〈大正5〉年4月10日、勅令第百一号で、内閣統計局に顧問が置かれる。同日、花房直三郎が就任、また同年10月9日には、高野岩三郎および柳澤保恵が同顧問に任ぜられる。12月19日には、さっそく上記の3顧問から寺内正毅内閣総理大臣あてに、「国勢調査実施ニ関スル建議」が提出される。つぎのごとくである。

「国勢調査法ノ明治三十五年ニ發布セラレテヨリ今日ニ至リ十有四年ナリトス
公布ノ法令ニシテ其施行ヲ見サルコト斯ノ如キノ長期ニ渉レルモノ他ニ殆ムト
其ノ例ヲ見ス」²⁹⁾

とのきわめて強い要望で、なおこれには牛塚虎太郎統計局長から、翌1917年1月10日付で「内閣統計局顧問ノ建議ヲ採納シ国勢調査ヲ成ルヘク速ニ

実施セラルルノ詮議アランコトヲ望ム」³⁰⁾との上申が添えられ、また実施の諸案および予算案が参考のため添付された。

ここにいたり、ヨーロッパ諸国の1920年センサスを4年後にひかえて、内閣統計局の国勢調査実施への運動も活発になる。とりわけ、新局長の牛塚は精力的に上層部へ働きかける。

(iv)

まず、1917年3月5日付の『東京朝日新聞』紙上に「国勢調査法は空文か、国家的諸計画の基礎、二十年も閑却された法律」なる見出しで、牛塚内閣統計局長の談話、

「日本も世界的舞台に乗り出し、欧州戦後の経営に任ずるのだから、一切の設備を確実にし、イザとなった場合に国勢がちゃんと判って居て、何歳の農民を幾人出すとか、工業動員の場合でも、総ての方向に於ける職人の数や所在地が判明して居て、何時でも之を動し得る様にすると云ふ事は国防上又喫緊の仕事である。……自分は是非共近く国勢調査を實行したいと思って居る」³¹⁾(傍点…引用者)

との論が掲載される。ここに、国防上、軍事上の必要性から国勢調査の実施が説かれはじめる。さらにこの談話は、同年5月、つぎのような意見書となって、寺内首相あてに上申される。

「国勢調査実施ニ関スル件意見

- 一 国勢調査ハ政治上經濟上国家緊要ノ根本的調査ナリ
- 一 国勢調査ハ欧米諸国ニ於テハ前世紀ノ初以来施行スル調査ナリ
- 一 国勢調査ハ戦時軍事上經濟上ノ施設ヲ為スニ最モ必要ナル調査ナリ
- 一 国勢調査ハ既ニ法律ヲ以テ施行ヲ公言シタル調査ナリ
- 一 国勢調査ハ政府ニ於テ法律上施行ノ責任ヲ負担スル調査ナリ
- 一 国勢調査ハ欧州大戦後ノ列国競争ニ策応スルニ必要関クヘカラサル調査ナリ」³²⁾(傍点…引用者)

と、軍事的必要性が明確に主張される。時すでに、第一次世界大戦の渦中にあった。わが国も世界列強に伍せんものと、「一等国日本」を目ざして、2

個師団増設、軍艦建造と、着々と軍事大国への途を歩みつつあった。しかも時の首相寺内正毅が軍部出身という状況下において、国勢調査促進の動きも、軍事上の必要が前面に押し込まれる。

その極は、牛塚統計局長の上原勇作参謀総長にたいする意見書「国勢調査ノ軍事上必要ナル所以」である。それには、つぎのような一文が付されていた。すこし長くなるが、国勢調査の軍事上の効用についての主張を知るために、全文を引用する。

「 大正六年七月

内閣統計局長 牛塚虎太郎

参謀総長陸軍大将 男爵上原勇作殿

我カ国民ノ総数、男女ノ別、年齢ノ構成、配偶ノ関係、所帯ノ種類、職業ノ状態及各其ノ地方的分布移動ノ状況ヲ明カニスルヲ目的トスル国勢調査ハ政治上経済上国家ニ大用アルモノナルハ勿論現下時局ノ教訓ニ依レハ軍事上極メテ緊要ナルモノタルヲ信ス依テ別紙「国勢調査ノ軍事上必要ナル所以」ヲ呈シテ閲覧ヲ請フ。

之ヲ閣下ニ呈スルハ帝国国防用兵ノ枢機ヲ掌握セラルル閣下一挙手ノ勞ヲ煩ハシテ我カ国ニ於テモ多数欧米諸国ノ例ニ従ヒ来ル大正九年ヲ以テ此ノ国家重要ノ調査ノ実施セラルルニ至ラムコトヲ切望スレハナリ。

〔別紙〕

国勢調査ノ軍事上必要ナル所以

古来国在レハ即チ統治ノ目的タル人民ノ状態ヲ明ニスル為ノ人口調査存ス。唯其ノ調査方法国ニ依リ時代ニ依テ一様ナラサルノミ。国民ノ教育普及シ交通機関発達シテ制度上国民ノ政治的人格ヲ認メ職業居住移転ノ自由ヲ認ムル現代国家ニ於テハ公簿ニ基ク人口調査ハ到底真実ヲ反映セサルヲ以テ之ヲ目シテ現代ノ意義ニ於ケル調査ト名ツクルヲ得ス。今日ノ人口調査ハ必スヤ科学ノ指示スル所ニ従ヒ所謂単位原則ノ方法ニ依リ中央集査ノ下ニ行ハルル「センサス」即チ明治三十五年法律第四十九号ニ所謂国勢調査ノ方法ニ拠ルモノタラサルヘカラス。

国勢調査ハ挙国時ヲ同フシテ国民ニ直接シ一般周知ノ事項数ヶ条ニ就キ正確ニ知ラムト努ムルノ外何等其他意ナキ卒直簡易ノ質問ヲ発シ換言スレハ一定ノ時期ヲ以テ全国一斉ニ所謂カード式ニ依ル調査ノ網ヲ下ロシ一網打尽集メ得タル答

申フ専門ノ中央統計機関ニ於テ精密ニ機械的ニ而モ科学的ニ彙類分析シテ国民ノ総数、男女ノ別、年齢ノ構成、配偶ノ関係、所帯ノ種類大小、職業ノ状態及以テ上各項ノ地方的ノ分布移動ノ状況ヲ明ニスルヲ目的トス。

欧米諸国ニ於テハ此ノ方法ニ拠レル人口調査ヲ以テ經濟上国家緊要ノ根本的調査ナリトシ前世紀ノ初以来施行シ以テ各般施設調査ノ基本資料トセリ。我カ国ニ於テハ明治三十五年以来法律ノ命スル所ナルニ関ラス戰役其ノ他ノ事故ニ依リ世界ノ文明国中独リ之カ実施ヲ見スシテ今日ニ至レリ。

然レトモ我カ国勢調査ハ既ニ法律ヲ以テ天下ニ公宣セラレタル以上ハ財政ニ余裕ナキノ故ヲ以テ之ヲ延期シ又法律施行ノ期ヲ勅令ニ讓レルノ故ヲ以テテク遷延セシムルヲ得ス。政府ハ調査自体ノ国家ニ緊要ナル所以ト法令ヲ施行シテ其ノ権威ヲ擁護スヘキ自己ノ職責トニ鑑ミ又十年毎ニ調査スヘシトノ法律ノ施行期ヲ法律公布後十年以上經過スルモ猶且定メサルハ国法ヲ輕視シ施行ノ重責ヲ忘レタルノ嫌アルヲ思ヒ進テ經費調達ノ途ヲ講シ実施ノ計画ヲ立ツヘキナリ。

加フルニ本調査ハ軍事上極メテ緊要ナルヲ見ル。国民皆兵主義ノ下帝国臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有スルハ帝国憲法明条ノ存スル所ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳マテノ男子ハ総テ兵役ニ服スルノ義務アルハ徵兵令ノ規定スル所ナリ。故ニ軍事行政上人口ノ総数、男女ノ別、年齢構成、職業ノ分布等ニ関スル精確ナル計數ヲ要スルハ固ヨリ言ヲ待タス。外国ニ於ケル「センサス」ノ起源ノ軍事上ノ必要ニ出テタルモノアルハ即チ此ノ調査軍事上ノ必要ヲ実証スルモノナリ。

殊ニ歐洲大戰ノ実物教訓ニ明ナルカ如ク一旦緩急アリ国ヲ挙ケテ軍国ノ事ニ從ハサルヘカラサルノ時多数兵員ノ補充、軍需品ノ製作ニ要スル職工ノ配給ヨリ進テ所謂産業動員国民動員ヲ行ヒ国内人力ノ総テヲ動員活躍セシメテ軍国ノ要務ニ副ハシメ其ノ間空費徒勞重複複雑ナカラシムルニハ必スヤ平常充分ナル設備準備ナカルヘカラス。而シテ開戦以来歐洲戰場並交戦国ノ状況ヲ視察シタル軍人行政官学者政治家ノ一致唱道スル所ハ我カ国ニ於テモ今後ノ戦争ハ陸海軍ノ動員ノミニテハ不可能ナリ進テ産業動員国民動員ヲ行ヒ国ヲ挙ケテ戦フノ覚悟準備ナカルヘカラサルニ帰着ス。

異日国民動員ヲ行フカ為平常取ルヘキノ方策ハ固ヨリ多々アルヘシト雖最先ノ要務ハ即チ国勢調査ヲ以テ精確ナル人口並職業ノ状態ヲ調査シ以テ国民ノ活力ノ基本及其ノ職業ノ分布ヲ明カニスルニ在リ。

開戦前独逸ノ人口調査職業調査等ノ整備ニ努力シタル事實及英国ノ開戦後俄ニ

国民登録法ヲ公布シテ人口年齢及職業ノ調査ヲ行テ国民活力ノ基本ヲ明確ニシテ従事セシムヘキ業務ノ適否ヲ判定シ以テ所謂国民動員ノ根拠ヲ作成シタル事実並ニ英国ノ経験ヲ以テ米國ニ対シ今後ノ国勢調査ニ関スル忠言ヲ与ヘタル者アルノ事實ニ鑑ミ我カ國ニ於テ夙ニ実施スヘクシテ而カモ実施セザリシ国勢調査実施ノ緊要ナル所以ハ必スヤ先ツ軍事当局ヨリ力説セラルヘキヲ疑ハス。

思フニ国民動員ノ必要ヲ説ク者ノ国勢調査ノ実施ヲ緊要ナリトスルハ論理当然ノ結果ナレハ今日歐洲大戦ノ教訓ヲ無視シ人口並職業ニ関スル精確ナル調査即チ国勢調査ナクシテ尚且今後有事ノ日能ク国防用兵ノ大任ヲ完クシ得ヘシト断言シ得ル者ノ絶テ無カルヘシ。国勢調査ノ軍事上必要ナル所以実ニ茲ニ存ス。」³³⁾

寺内内閣が、国勢調査の断行の決意をかためるのは、1917〈大正6〉年第三十九回特別議会である。このときはまだ第一次世界大戦のさなかにあった。そして、1918年第四十回議会で第1回国勢調査費をふくむ1918年度予算が成立する。ここで、松田泰二郎は、「歴代内閣が色々の理由を楯に黙殺してきた国勢調査の実施を寺内内閣が何故断行の肚をきめ、これに必要な法案を大正七年第四十議会に自ら提出するに至ったのであろうか」³⁴⁾と問う。これにたいして、寺内首相が軍部出身であること、牛塚内閣統計局長の首相宛意見書、上原参謀総長にたいする意見書などを傍証としてあげ、大正9年は「一九二〇年に当っていて、列国がセンサスを施行するので、これと歩調を合せるという意味のあったことは想像されるが、世界協調を破り続けてきた政府がこのときに限って守らなければならない理由はない訳である。またこのときに政府の財政が特に余裕を生じたとか、或は政府が国勢調査の真の意味における重要性を認めたとかというような点も別に考えられない。そこで根本的理由というか、政府の腹を割って裏面史的に考察すると、軍事上の必要ということが、実行の主要原因でなかったかと思はれる」³⁵⁾と説明する。

事実、1918年度予算案を審議する第四十回議会は、「軍事に關係して居ることは無事通過させるが、軍事に關係せざる所のものは、……即ち一般普通のことは後廻しにするという大方針であるからして、……（国勢調査費はいっ

た) 矢張り棒が引かれてしまった」³⁶⁾(カッコ内挿入…引用者)ということである。このような軍事予算最優先という状況にあって、国勢調査費の編成にあたって、軍事上不可欠という大義名分を政府に印象づける必要があった。

日本の軍部が、「第一次世界戦争の経験にもとづいて将来の総動員戦にそなえ、国勢調査の実施を支持したことは、疑う余地がない」³⁷⁾といわれるように、この点に日本の「国勢調査史の重大な特徴がみられる」³⁸⁾との指摘がある。このことは、第1回国勢調査の実施を目前にして、1920年5月15日、内閣統計局と軍需局とをあわせ、国勢院が設置され、統計業務は同院第一部で取りあつかわれ、また同時期に、軍需工業動員法(1918年)、軍需調査令(1919年)などが公布され、軍事大国への傾斜をつよめていく、事実からも首肯けよう。

このように、「意見書にせよ、論説にせよ、講演にせよ、談話にせよ当時の国勢調査問題は軍事上の必要という『カアキー色』に塗りつぶされていた。軍部の理解支援がなくては何事もできなかった時代において、国勢調査の実施を図るには已むを得なかった」³⁹⁾状況にあって、ただひとり、高野岩三郎は、

「戦争の場合に於ける此国勢調査の応用、……是も甚だ御尤ものことであるけれども、是も唯だ主要なる一点であって戦争の為に役にも立つと云ふに過ぎぬ、言ふまでもなく戦争は一時、平和は永久であるべきであります、国勢調査が戦争の為に特に重要であるといふことでは困るので、現に第一回国勢調査は千九百二十年、即ち大正九年に行はれますから、其時には無論戦争は済んで仕舞って居るが、其結果が出るのは其後何年かの後になる、それが戦争の役に立たれては困る、其次に戦争があつては困る話で、又増税々々と何時まで経っても甚だ迷惑の話ですから、国勢調査は平時に於ける必要物、戦争の時にも役に立つといふ意味でないといふと今議会に運動するのは是が戦争の為に役に立つが如く言はれるが如きは甚だ困る其所等は政党の運動等に経験のある方々に任かせる外はありませぬが、私共学問的に看板を掛けて居る者からいふとそれは一つの効用である、国勢調査の主たる効用は平素のことである」⁴⁰⁾

と、はげしい口調で、軍事上の必要性が突出することにたいして、学問的立

場から不満と反論を訴え、国勢調査の本質を説いている。だが、高野の願いはむなしく、調査結果（『大正九年国勢調査報告』全国の部〔第一巻〕、1928年刊）の刊行された翌年には、資源調査法が公布され、第1回国勢調査結果の総集編の性格をもつ『大正九年国勢調査記述編』が出版された1933年には、すでにいわゆる満州事変の硝煙があがっており、「十五年戦争」へと突入していく。

したがって、ここで、国勢調査の実現が軍事上の必要にもとづいて推進されたことは、何人も否定できない。ただ、「国勢調査の施行が軍事的な必要にだけよるものと考えことはあやまりであり、実業界の政治的地位の向上や、第一次大戦中における民衆の強まり（これは戦後の民主主義運動の勃興となってあらわれた）もまた、有力な推進力となったことは否定できない」⁴¹⁾といわれるように、大戦中における日本資本主義の急激な発展が、「いくつかの面で、国勢調査の実施をうながす要因を生みだしたのであって、軍事的な必要ということは、それらの要因の一つにすぎ」⁴²⁾ない。したがって軍事的必要性を主要因とみることは、性急な結論であろう。

が、一方で軍事的要因を軽視する意見もみられる。

「国勢調査促進運動はちょうど時期的に第一次世界大戦の後期（大正六年）にあたっており、当時の軍国的風潮および寺内軍人内閣に便乗することによって実現の機会をとらえたことは疑いないけれども、しかし、人口センサスの本質的な意味はきわめて『一般目的』的なもので、とくに軍事的な意義のみのために生み出されたとはいえない。事実、大正九年の国勢調査事項にとくに軍事的なものもりこまれているというようなことはなかったのである。」⁴³⁾

ここで主張されるように、第1回国勢調査が、とくに軍事的な意味から調査されなかったこともたしかであるし、軍事的なものもふくまれていないことも事実である。だが、第一義統計調査（調査統計）によって、「全国男子の年齢別人口が把握されるというだけでも、総動員戦に備える軍部の立場からは、きわめて有意義」⁴⁴⁾なことである。この意味においても、日本における

国勢調査の実施が、いわゆる「軍閥内閣によって決定」⁴⁵⁾され、はじめから軍事的な要因が作用したことを見すごしてはならないだろう。

(v)

ヨーロッパ諸国における次のセンサスは1920年である。これに呼応して、とりわけ民間統計団体から活発な運動が展開される。まず1917〈大正6〉年3月、東京統計協会会長阪谷芳郎は、「国勢調査実施に関する建議書」⁴⁶⁾を寺内首相、後藤新平内相、勝田主計蔵相あてにそれぞれ提出する。同年5月には、保健衛生調査会会長水野錬太郎から、「国勢調査ノ実施ニ関スル建議」⁴⁷⁾が後藤内相を通じ、寺内首相あてに提出される。いっぽう、統計学社社長杉亨二からも、同年6月、「国勢調査施行の建議」⁴⁸⁾が、寺内首相あてに提出された。

このような国勢調査促進の積極的な要請をうけて、国会でも具体的な動きがでてくる。1917年、第三十九回特別議会が開催されると、まず衆議院予算委員会において、同年6月28日、有森新吉議員は、国勢調査実施の必要性を、「最も大切な根本的のものが日本で行はれて居ない。是は一つの法律が出来ただけで、案が少しも出来ない。此頃のやうに予算の金の余った時分にはどうしても之をやって」⁴⁹⁾と政府にせまる。この質問にたいし、寺内首相から「次の議会には何かの形式を具へて出ることが出来やう」⁵⁰⁾との答弁を引きだした。同年7月8日には、貴族院本会議においても、石黒忠恵議員からの実施期にかんする質問にたいし、「此冬の議会に何等かの成案を諸君の前に提出することができるであらう」⁵¹⁾との答弁があり、ここに具体的な実施期の提示がなされ、第1回国勢調査実施の可能性は大きく前進することになる。さらに同議会において、衆議院議員根本正、恒松隆慶および中村啓示郎の3議員から国勢調査施行にかんする、つぎのような建議案が衆議院に提出された。

「国勢調査は国家の形勢を察し社会の状態を審にするに闕くべからざる根本的

調査なるを以て欧米諸国に於ては皆夙に定期に之を実施せり我帝国にては明治三十五年第十六回帝国議会に於て貴衆両院の議を経て之に関する法律成立し同年十二月法律第四十九号を以て裁可公布せられたり然るに爾来今日に至る迄未だ其の实施を見ず政府は法律施行の重責と帝国議会議決の存する所と該調査の国家経綸上最必要にして宇内の現況は殊に其の緊切を感ぜしむる所以とに鑒み速に之を実施するの計を立てられむことを望む

右建議す」⁵²⁾

上記の建議は、7月12日の同院本会議に上程され、満場一致で可決、寺内内閣総理大臣あてに送付されている。

以上のような官民あげての促進運動のまゝに、寺内内閣は1920（大正9）年に第1回国勢調査を断行することに決意する。すなわち、1917年12月4日、第四十回議会に提出すべき1918年度予算案を公表し、同予算案中に、第1回国勢調査費が計上される。奇しくも、この日は、国勢調査実施要請の先覚者杉亨二が長逝したまさにその当日であった。

この公表によると、国勢調査予算は、1918年度から25年度にわたる8カ年度計画215万3320円の継続予算とし、1918年度分9万4000円で、ほかに朝鮮の5カ年度継続費102万円、台湾の6カ年度継続費31万円、樺太の5カ年度継続費8万円であった。

本予算案は、第四十回議会に提出され、1918年2月12日に衆議院で、翌3月12日に貴族院でそれぞれ可決、成立する。

(vi)

さきにみたように、1905年の第1回国勢調査は、一つは、「財政上ノ都合」によって、いま一つは、「戦役ノ為全国ノ人口職業等其ノ常態ヲ失シ」⁵³⁾ていることを理由として、延期されたのである。ところが、日露戦争よりはるかに人口、職業の移動のはげしい第一次大戦期の直後に、まさに「人口、職業の異動のはげしかったためにかえって」⁵⁴⁾、国勢調査を実施せざるをえない事態となった。この期の人口の激動がどのように「予想以上のものであ

り『常態を失した』もの⁵⁵⁾であったかは、当初、「国勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回」実行すべき旨の規定であったのが、「近年、経済上・社会上の変遷が急激であって、数年を経ないうちに事情まったく一変するものが尠くないゆえに、十年一回の国勢調査をもってしては社会の進歩に追隨せず、毎十年の終末に至っては前回国勢調査の結果はまったく現実の状態を写さぬものとなり、各般の政策施設の基礎資料としてきわめて不十分のものとなることをまぬかれない。よって、十年ごとの国勢調査後五年に当る年において簡易な国勢調査を施行するのが至当⁵⁶⁾」⁵⁶⁾だとして、1922〈大正11〉年に、「国勢調査ニ関スル法律」が改正され、毎10年の中間5年目に簡易国勢調査が実施されたことに、よく物語られよう。

ともあれ、ここに1920年の第1回国勢調査実施が、正式に決定する。近代的センサスとして、1790年3月1日に実施したアメリカの国勢調査に遅れること130年、杉亨二の主導になる「駿河国人別調」から51年、「甲斐国現在人別調」から41年、そして「国勢調査ニ関スル法律」公布から18年の歳月を要した。

〔注〕

- 1) 河合利安「国勢調査委員会設置の急務」『統計集誌』第299号、1906年2月、54～55ページ。
- 2) 宮本 基、前掲書。(本書は、1903年1月9日から6月23日まで、『日本』新聞に掲載された「日本将来ノ人口」を修正増補して上梓したものである。)
- 3) 呉 文聰「国勢調査の必要」『統計学雑誌』第259号、1907年11月、341～345ページ。
- 4) たとえば、「国勢調査如何」『中外商業新報』1908年6月27日付(『統計学雑誌』第267号、1908年7月、211～212ページ)。「市勢調査に就て」『時事新報』(同上誌、212～213ページ)。「国勢調査と予算」『中外商業新報』1908年8月8日付(『統計学雑誌』第268号、1908年8月、247ページ)。「人口調査実施の噂」『統計集誌』第305号、1906年8月、392～393ページ。「国勢調査如何」『中外商業新報』1907年11月9日付(『統計学雑誌』第259号、1907年11月、359～360ページ)。
などがあげられる。
- 5) 「国勢調査準備」『東京日日新聞』1907年6月21日付(『統計学雑誌』第255号、

1907年7月、236ページ）。

- 6) 総理府統計局編『百年史』第2巻、人口 上、586～587 ページ。
- 7) 総理府統計局編、同上書、594 ページ。
- 8) 松田泰二郎、前掲書、155 ページ。
- 9) 阪谷芳郎「発刊の趣旨」『統計集誌』第359号、1911年1月、2 ページ。
- 10) 横山雅男が、「社会の木鐸たる新聞紙の援助に依り普く国勢調査に対する概念を国民に与ふるは、施行準備事業として極めて肝要なり」（「国勢調査に就て」『統計集誌』第356号、1910年10月、798 ページ）と語るように、国勢調査にたいする世論を喚起した新聞記事の役割も見落せない。ちなみに、この時期における国勢調査にかんする新聞・雑誌記事をみてみると、以下のように、連日掲載されている。

「国勢調査根本」	『東京毎日新聞』	1910年5月28日
「国勢調査の緊要」	『東京毎日新聞』	〃 5月29日
「阪谷氏の国勢調査談」	『東京毎日新聞』	〃 5月29日
「国勢の調査」	『報知新聞』	〃 5月29日
「国勢調査」	『東京日日新聞』	〃 5月29日
「国勢の調査の困難」	『東京日日新聞』	〃 5月29日
「国勢調査」	『読売新聞』	〃 5月29日
「国勢調査に就て」	『毎日電報』	〃 5月29日
「一是一非」	『中央新聞』	〃 5月29日
「国勢調査方針」	『日 本』	〃 5月29日
「国勢調査の要点」	『中央新聞』	〃 5月31日
「国勢調査準備」	『東京二六新報』	〃 5月30日
「国勢調査の急要」	『時事新報』	〃 5月31日
「国勢調査準備」	『やまと新聞』	〃 6月1日
「国勢調査の範囲」	『東京日日新聞』	〃 5月31日・6月1日
「国勢調査」	『京都日出新聞』	〃 5月31日
「国勢調査」	『国民新聞』	〃 6月1日
「国勢調査会」	『萬 朝 報』	〃 6月2日
「国勢調査会」	『萬 朝 報』	〃 6月4日
「国勢調査」	『大阪新報』	〃 6月2日
「国勢調査について」	『日本経済新誌』	〃 6月3日
「日本国勢調査」	『ジャパン・ガゼット』	〃 6月1日
「国勢調査会設置の由来」	『東京経済雑誌』	〃 6月4日
「国勢調査に就て」	『神戸又新日報』	〃 6月4日
「国勢調査の実行に就きて」	『経 済』	〃 6月7日

「人口調査」	『東京毎日新聞』	〃	6月10日
「国勢調査の難関」	『中外商業新報』	〃	6月10日
「国勢調査とは何ぞ」	『やまと新聞』	〃	6月13日
「国勢調査に就て」	『東京日日新聞』	〃	6月14日
「国勢調査に就て」	『東京朝日新聞』	〃	6月14日
「国勢調査の至難」	『報知新聞』	〃	6月16日
「国勢調査に就て」	『時事新報』	〃	6月17・18日
「国勢調査」	『中外商業新報』	〃	6月17・18日
「国勢調査の方法」	『読売新聞』	〃	6月16日
「国勢調査綱要」	『東京毎日新聞』	〃	6月17日
「国勢調査に就て」	『東京二六新報』	〃	6月17日
「国勢調査と統計協会」	『中外商業新報』	〃	6月26日
「国勢調査と当局」	『東京二六新報』	〃	6月26日
「国勢調査事項」	『やまと新聞』	〃	6月24日
「国勢調査談」	『香川新報』	〃	6月22・25・26・28日
「国勢調査談」	『讃岐実業新聞』	〃	6月22・25・26・28日
「国勢調査と台湾」	『台湾日日新聞』	〃	6月9日
「国勢調査難」	『萬朝報』	〃	7月4日
「国勢調査準備委員会成る」	『国家学会雑誌』	〃	7月1日
「国勢調査の範囲」	『神戸新聞』	〃	6月1日
「国勢調査の困難」	『東京毎日新聞』	〃	6月8日
「国勢調査」	『河北新報』	〃	7月10・11日
「国勢調査の問題」	『河北新報』	〃	7月16日
「国勢調査問題」	『東京毎日新聞』	〃	7月20・21日
「国勢調査」	『時事新報』	〃	7月26日
「国勢の調査」	『北国新聞』	〃	5月29日
「国勢調査の必要」	『名古屋新聞』	〃	5月30日
「国勢調査」	『神戸新聞』	〃	5月31日
「国勢調査の準備」	『河北新報』	〃	5月31日
「国勢調査に就て」	『福岡日日新聞』	〃	7月28日
「国勢調査」	『東北公論』	〃	7月28日
「国勢調査」	『秋田時事』	〃	7月28日

(松籟仙史「国勢調査と輿論」『統計学雑誌』第290号, 1910年6月, 189~205ページ, 第291号, 1910年7月, 231~254ページ, 第292号, 1910年8月, 287~293ページ, 第294号, 1910年10月, 355~359ページ。)

- 11) 総理府統計局編『百年史』第2巻，人口 上，849 ページ。『統計集誌』第362号，1911年4月，347 ページ。『統計学雑誌』第300号，1911年5月，154 ページ。
- 12) 総理府統計局編，同上書，851 ページ。『統計集誌』第381号，1912年11月，637 ページ。
- 13) 『統計学雑誌』第321号，1913年1月，22～23 ページ。
- 14) この建議案の討議中に、「内閣更迭し新内閣（第三次桂内閣）には財政緊縮の為に新事業は計画せられざる時に付遺憾ながら提出することを中止し」と伝えられる（高津英雄「国勢調査前史資料」（七），『統計局研究彙報』第8号，1956年6月，8 ページ）。
- 15) 横山雅男「日本統計の沿革に就て」(5)，『統計学雑誌』第373号，1917年5月，193 ページ。
- 16) 高津英雄，前掲誌，10 ページ。
- 17) 松籟仙史「衆議院予算委員会に於ける国勢調査問題」『統計学雑誌』第334号，1914年2月，46 ページ。
- 18) 松籟仙史，同上誌，47 ページ。
- 19) 総理府統計局編『百年史』第2巻，人口 上，851～853 ページ。
- 20) 総理府統計局編，同上書，852 ページ。
- 21) 総理府統計局編，同上書，852～853 ページ。
- 22) 総理府統計局編，同上書，853 ページ。
- 23) 高津英雄，前掲誌，14 ページ。
- 24) 総理府統計局編『百年史』第2巻，人口 上，853 ページ。
- 25) 阪谷芳郎「国勢調査に就て」『統計集誌』第354号，1910年8月，619～620 ページ，629 ページ。
- 26) 総理府統計局編『百年史』第2巻，人口 上，853 ページ。
- 27) 表 III-1 にみるごとく，いわゆる「大戦景気」によって，債務国日本は，貿易・貿易外収支が急騰し，それまで日本経済を圧迫していた対外債権・債務関係を一変させ，いちやく債権国に転じた。
- 28) 横山雅男「統計小言」(18)，『統計学雑誌』第368号，1916年12月，483 ページ。
- 29) 総理府統計局編『百年史』第2巻，人口 上，854 ページ。
- 30) 総理府統計局編，同上書，854 ページ。
- 31) 「牛塚局長の国勢調査談」『統計学雑誌』第371号，1917年3月，115 ページ。
- 32) 総理府統計局編『百年史』第2巻，人口 上，859 ページ。
- 33) 総理府統計局編，同上書，874～875 ページ。
- 34) 松田泰二郎，前掲書，175 ページ。
- 35) 松田泰二郎，同上書，175～176 ページ。

表 III-1 大戦期の貿易収支・貿易外収支・正貨保有高

(単位：百万円)

	貿易収支			貿易外収支			正貨保有高	日銀券発行高
	輸出	輸入	差引	受取	支払	差引		
1913年度	632	729	△97	149	159	△10	376	426
1914年度	591	596	△5	147	150	△3	341	386
1915年度	708	532	176	226	154	72	516	430
1916年度	1,127	756	371	460	175	285	714	601
1917年度	1,603	1,036	567	675	119	556	1,105	831
1918年度	1,962	1,668	294	895	319	576	1,588	1,145

注：1. 貿易外収支は、公社債類の募集償還および有価証券その他資本の移動をふくまない。

2. 正貨保有高、日銀発行高は暦年末。

出所：日本銀行『日本金融史資料 明治大正編』第22巻、大蔵省印刷局、1958年、より作成。

- 36) 根本正「国勢調査問題関係者招待会に於ける演説」『統計集誌』第447号、1918年5月、272ページ。
- 37) 上杉正一郎、前掲書、181ページ。
- 38) 上杉正一郎、同上書、181ページ。
- 39) 松田泰二郎、前掲書、177ページ。
- 40) 高野岩三郎「国勢調査問題関係者招待会に於ける演説」『統計集誌』第443号、1918年1月、64～65ページ。総理府統計局編『百年史』第2巻、人口上、924ページ。
- 41) 農林統計協会編『日本統計調査年表』、農林統計協会、1952年、41ページ。
- 42) 上杉正一郎、前掲書、182ページ。
- 43) 日本統計研究所編『日本統計発達史』、東京大学出版会、1960年、25ページ。
- 44) 上杉正一郎、前掲書、182ページ。
- 45) 農林統計協会編、前掲書、41ページ。
- 46) 「国勢調査実施に関する建議書」『統計集誌』第433号、1917年6月、156～157ページ。総理府統計局編『百年史』第2巻、人口上、855～856ページ。
- 47) 「国勢調査実施に関する保健衛生調査会の建議」『統計集誌』第436号、1917年6月、333ページ。総理府統計局編、同上書、856～857ページ。
- 48) 「国勢調査施行の建議」『統計学雑誌』第375号、1917年7月、239ページ。総理府統計局編、同上書、857ページ。
- 49) 「第三十九帝国議会に於ける国勢調査問題」『統計集誌』第437号、1917年7月、385ページ。

- 50) 同上誌, 385 ページ。
- 51) 同上誌, 383 ページ。
- 52) 同上誌, 385 ページ。総理府統計局編『百年史』第2巻, 人口 上, 858 ページ。
- 53) 総理府統計局編『百年史』第2巻, 人口 上, 554 ページ。
- 54) 上杉正一郎, 前掲書, 178 ページ。
- 55) 上杉正一郎, 同上書, 178 ページ。
- 56) 総理府統計局編『八十年史』, 404 ページ。

む す び

以上, 明治人口統計史の一齣を, 国勢調査の前史に焦点をあてて考察してきた。

幕末維新时期, 統計学の導入はまた近代的統計調査の発端ともなった。杉亨二によって主導されたわが国最初の現在人別調「駿河国沼津(及原)政表」(1869年)は, 人口調査の濫觴といえることができる。つづく, 「甲斐国現在人別調」(1879年)は, 地域こそ甲斐国一円と限定されたが, 真の意味におけるわが国人口調査の先駆けとなった。だが, 全国レベルの人口調査, すなわち国勢調査が日の目をみるには, 爾後半世紀を要した。なおかつ, 1902年に「国勢調査ニ関スル法律」が公布されてから, 1920年の「国勢調査」実施まで18年の年月が流れた。一国の法律として制定されながら, 「国勢調査法」ほど軽視された法律は, 先例をみないであろう。統計関係者たちの国勢調査早期実施への促進運動は, いっこうに結実しなかった。いみじくも小島勝治が語るように, 国勢調査は「法律に基底をもっておこなわれるのであるが, またそこに一, 二の有識者や先覚者だけの力ではおこないえず, 国民の総力をもてる帝国議会の力がこれに参画しなければ実施しえないことになる。したがって政府や統計官庁の一方的な決意では不充分であり, 国民全般の統計にたいする文化的なたかまりをまたねばならぬのであるから, 逆に帝国議会の国勢調査にたいする態度のなかに, 時の統計的教養水準をうかがう

ことができる¹⁾との言は、まさにわが国「国勢調査前史」の歴史的條件を適切にいいあらわしている。

政治的には立憲政治が確立され、経済的には日本資本主義の確立期をむかえたとはいうものの、絶対主義的な性格をもつ明治政権のもとにおいては、「社会的生産行為全体の基礎であり主体²⁾である人口の正確な把握、すなわち国勢調査を真に必要なとする局面までには、まだ経済的にも社会的にも成熟していなかった。したがって、統計にたいする認識以上に、国勢調査にかんする理解は薄かった。

日本資本主義は、日露戦争にひきつづく植民地経営と、たえまない軍備拡張のために過度の外債をかかえながら、慢性的不況の深化のなかで、経済は、それゆえ社会全体もきわめて沈滞した危機的な状況にあった。国勢調査施行の無期延期も、このような背景をうけて、「財政の関係上」との理由から決定がなされた。

ところが、第一次世界大戦は、日本にとって、資本主義の飛躍的な発展の契機となった。とりわけ、重化学工業や海運業を中心とする部門では、未曾有の好況にわいた。貿易の世界市場への進出、金融資本の確立と、日本の社会経済構造は大きく変わり、資本家階級の政治的発言力は著しく増大した。だが半面、資本主義の矛盾が激化し、労働者階級の政治的成長、農村の解体→都市への人口流入、社会運動の発展等々、広範な民衆の経済的困窮のつきかさなりが、多くの社会問題となってあらわれた。このような「我邦が着々都会的、殊に大都會的国民に転化しつつあるは抗拒すべからざる傾向である³⁾とみられるにいたった時期に、すなわち「都市人口の正確な把握がもっとも必要とされた時期⁴⁾にいたり、国勢調査の必要性がさしせまったものとなる。

独占資本主義の確立期、つまり「日本の資本が資本としての政治的主導性をにぎった最初の時期⁵⁾に実施された国勢調査は、「このような時期における歴史的産物⁶⁾だと指摘されるごとく、政治的、経済的そして社会的変化

に対応するべく資本の要求が作用したといえる。

つまり、日本資本主義の特質が、統計史にも、すなわち「国勢調査前史」のうえにも大きく影響をあたえ展開されたということができよう。

〔注〕

- 1) 小島勝治・松野竹雄編「国勢調査の文献」『浪華の鏡』第5巻第9号、1940年9月、163ページ。
- 2) カール・マルクス、資本論草稿集翻訳委員会訳「『経済学批判要綱』への序説」『資本論草稿集』①、大月書店、1981年、49ページ。
- 3) 高野岩三郎『本邦人口の現在及将来』（通俗大学文庫第8編）、通俗大学会、1916年、116ページ。
- 4) 上杉正一郎、前掲書、177ページ。
- 5) 上杉正一郎、同上書、188ページ。
- 6) 上杉正一郎、同上書、188ページ。

〔補〕

以上で、小稿が目的とした「わが国における国勢調査前史」の軌跡を、ほぼたどったことになる。つづく1920〈大正9〉年の第1回国勢調査については、国勢調査史そのものの分野に入る。したがって、本稿の対象をこえるものであるが、国勢調査前史との接続という意味において、第1回国勢調査の概略をみておきたい。

第1回国勢調査予算案の可決をうけて、1918〈大正7〉年5月14日、政府は、勅令第百三十五号をもって、「臨時国勢調査局官制」を、公布、即日施行した。臨時国勢調査局は、内閣総理大臣の管理に属し、第1回国勢調査に関する事務を掌り（第1条）、その長官には、内閣書記官長、次長には内閣統計局長があたることになり、内閣統計局から事務を引きついだ。さらに、同日、勅令第百三十六号をもって、「国勢調査評議会官制」が公布された。国勢調査評議会は、第1回国勢調査にかんする事項を調査審議する内閣総理大

臣の諮問機関（第1条）で、同月18日、初代会長水野錬太郎（内務大臣）、副会長有松英義（法制局長官）以下の評議員が任命された。

ここで、臨時国勢調査局と国勢調査評議会との関係であるが、前者の同調査局においては、国勢調査施行令、国勢調査施行細則、国勢調査地方事務取扱規程ならびに国勢調査員心得など、国勢調査の実施にさいして必要な法規の起草業務にあたり、成案化されるにしたがって、後者の同評議会の議に付され、その意見を徴集の上、順次制定、公布という手順がとられた。

同評議会¹⁾は、1918〈大正7〉年7月10日の第1回総会から、1920年12月15日の最終評議会まで、前後7回の総会と、18回の特別委員会を開催している。とくに、第1回総会では、(1)国勢調査施行令（勅令案）、(2)第1回国勢調査施行ニ要スル費用負担ニ関スル件（勅令案）が諮問され、9月11・13日の特別委員会をへて、同月16日、第2回評議会総会において承認、決定のうえ、会長より寺内内閣総理大臣に答申された。政府は、この答申にもとづき、同年9月26日、勅令第三百五十八号をもって、「国勢調査施行令」を公布した。

同施行令は、全23条から構成され、その要綱は以下のとおりである。

調査時期 1920〈大正9〉年10月1日午前零時

- 調査事項
- (1) 氏名
 - (2) 世帯における地位
 - (3) 男女の別
 - (4) 出生の年月日
 - (5) 配偶の関係
 - (6) 職業および職業上の地位
 - (7) 出生地
 - (8) 民籍別または国籍別

調査方法 世帯主または世帯の管理者を申告義務者とする自計式により、世帯票をもって現在人口を調査する。

調査期日の選定は、調査目的を十分に達成するための条件の一つである。

とりわけ、国勢調査にあつては、人口移動のもっとも少ない時期ということが、絶対的の要件となる。ここで、第1回国勢調査の調査期日が10月1日に選定された事情を聞いてみよう。

「先ず年末、年始は従来常に本籍人口又は現住人口の調査時期として選ばれ、比較的便宜よりするも、年齢計算の容易なる点よりするも、極めて好都合なりと雖も、時恰も諸取引の決算、年賀の風習等あり、而も一般に冬期は山陰・北陸・東山・東北・北海道に亘り積雪深く、実査の時期として不適當なり。次に夏期は炎熱甚だしく、是亦実査の時期として不便なるを以て、春又は秋に調査期日を求めざるべからず。然るに春は旅行、遊山を試むる者多く、人口分布の常態を失するものあり、之を以て比較的人口の分布常態に在り、人の職業的活動亦旺にして、而も全人口の大半を占むる農民にとりて全くの農繁期に非ず、且恰も年の四分の三を経過したる十月一日を以て、最も適當なる調査の期日と為したるものなり。」²⁾

と、説明する。一方、この10月1日は、4月1日にはじまる会計年度の中央日にあたり、その調査結果は年度平均値として利用でき、行政業務に広い用途をもつ³⁾、という見解もある。

人口の種類は、1872〈明治5〉年の「戸口調査」では法律（本籍）人口、1879〈明治12〉年の「甲斐国現在人別調」では常住人口人口であったが、第1回国勢調査においては、現人口⁴⁾が採用された。また、調査単位は、前二者にあつては「家族」であったが、後者では「世帯」とされた。国勢調査員は、申告書用紙の配布、収集にあたるだけで、申告書の作成は申告義務者に自ら記入させる方式、すなわち自計主義を採用した。記入にあつては、現在の事実を基礎とした。したがって、必ずしも戸籍と一致するとはかぎらず、たとえば配偶状態では、内縁関係でも夫婦として、ありのままに申告させた。

地方実査の概況では、約25万人の国勢調査員が内閣から任命され、1920年9月21日から準備調査に着手し、調査期日前までに全国1200万有余の各世帯に申告書用紙が配布された。かくて、調査期日の10月1日に記入済み

の申告書が収集され、照査表を作成のうえ、市区町村長、郡長、府県知事とそれぞれ上級官庁に進達された。

調査結果の編整は中央集査の方法、すなわち申告書その他の調査材料をすべて中央に回収し、統一した編整方針のもとにこれを整理し、結果表を作製する方式がとられた。

調査の地域範囲は、さきの1902〈明治35〉年「国勢調査ニ関スル法律」により、内地にくわえて、朝鮮、台湾および樺太をふくむ当時の「帝国版図」(第1条)を対象として施行することが規定されていた。しかし、朝鮮においては本稿でみたように調査の施行を許さざる情勢にあって、法律(「朝鮮ニ於ケル国勢調査ニ関スル法律」〔1920年、法律第三十五号〕)をもって、「第一回国勢調査ハ朝鮮ニ之ヲ施行セス」と改定された。

1921年3月24日、諮問の案件をすべて議了した国勢調査評議会は、任務を終了して、勅令第三十九号をもって廃止され、また第1回国勢調査を無事完了した臨時国勢調査局は、翌4月1日、勅令第四十六号をもって廃止され、国勢調査事務は、国勢院第一部⁵⁾に引きつがれた。

同調査の結果、まず、わが国の人口について、内地人口の総数は、5588万4992人(沖縄をふくむ)であり、また、植民地・外地に現在する者を加えた内地人現在人口は、5712万0466人と、確定された⁶⁾(表III-2)。

第1回国勢調査の大略は、以上のとおりであるが、調査結果は、はじめてわが国の信頼できる人口数を確立するにとどまらず、社会・経済の発展過程を社会構造、経済構造の側面から実証するための資料を提供することができた。

ただ、残念なことには、全国編にかんする出版は、調査後8年を要し、結果表の出版は12年後に完了している。この間、関東大震災をはさみ、かつ今日のような高速集計機が発達していなかったという事情を考慮するにしても、全数結果が公表された段階で、はたして「学者の研究資料としては大に役立ったであろうが、行政上にはどの程度利用されたか疑問」⁷⁾であるとい

表 III-2 内地人現在人口

(1920年10月1日現在)

現 在 地	総 数	性 別	
		男	女
総 数	57,120,466	28,707,223	28,413,243
内 地	55,884,992	27,980,989	27,904,003
朝 鮮	376,811	212,223	164,588
台 湾	164,266	92,576	71,690
樺 太	102,841	60,319	42,522
関 東 州	159,514	91,552	67,962
州 内	78,634	43,986	34,648
鉄 道 付 属 地	80,880	47,566	33,314
南 洋 群 島	3,403	2,872	531
青 島	27,881	15,251	12,630
租 借 地	23,394	12,722	10,672
山 東 鉄 道 沿 線	4,487	2,529	1,958
外 国	400,758	251,441	149,317

出所：内閣統計局『大正九年国勢調査記述編』，東京統計協会，1933年，35ページ。

う指摘がなされても当然であろう。

しかしながら、大局的な見地からすれば、国勢調査の実施が、学問上に裨益したところは大きく、かつまた、国民にたいする統計的訓練および統計思想の普及という点においても、画期的な啓蒙、浸透が図られ、この面で調査の貢献した意義もまた大きいものがあつた。

くわえて、今日、統計調査環境の悪化が叫ばれるなか、いま一度、第1回国勢調査の実施にいたる過程、すなわちわが国統計調査の原点を振りかえってみるのも、あながち無駄な作業とはならないであろう。

〔注〕

- 1) 国勢調査評議会の経過、概要および活動内容については、国勢調査評議会編『国勢調査評議会』，1920年、総理府統計局編『百年史』第2巻，人口中，1983年，3～98ページ。を参照されたい。
- 2) 内閣統計局編『大正九年国勢調査記述編』，1933年，9ページ。総理府統計局編『百年史』第2巻，人口中，巻末40ページ。

- 3) 『国勢調査ニュース』No. 2, 1979年11月15日, 総理府統計局, 16ページ。
- 4) 1920年の第1回「国勢調査」から, 47年の「臨時国勢調査」までは, 現在人口主義(10月1日午前零時にいた場所: 現在地)で調査されたが, 1950年からは常住人口主義(平常住んでいる場所: 常住地)に切りかえられた。
- 5) さきにみたように, 1920年5月, 内閣統計局は軍需局と合併し, 国勢院となる。統計事務は同院第一部で管掌された。その後, 22年11月国勢院が廃止され, その第一部は内閣外局の統計局となり, 24年12月から内閣統計局となる。当然, 国勢調査事務も引きつがれた。
- 6) 第1回「国勢調査」結果の出版物は, 以下のとおりである。
- | | | |
|-------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 速報 | 世帯及人口 | 1920年12月刊行 |
| 速報 | 在外本邦人 | 1922年3月刊行 |
| 抽出方法に依る第一回国勢調査の概観 | | 1924年4月刊行 |
| 全国の部 第一巻 | 人口, 体性, 出生地, 年齢, 配偶関係, 国籍, 民籍, 世帯編 | 1928年10月刊行 |
| 全国の部 第二巻 | 職業編 | 1929年7月刊行 |
| 全国の部 第三巻 | 普通世帯編 | 1929年10月刊行 |
| 府県の部 (47分冊) | | 自1921年12月
至1929年4月刊行 |
| 在外本邦人 | | 1921年3月刊行 |
| 記述編 | | 1933年6月刊行 |
| 統計図 | | 1931年12月刊行 |
| 国勢調査職業名鑑 | | 1931年3月刊行 |
- 7) 松田泰二郎, 前掲書, 192ページ。

〔完〕(1984.1.26.稿)